設備の整備に要する経費		二九九	五九五
合計		一、〇七一	一、五九七
備考 一～五　［略］			

別表第二　標準経常経費額（第一の三の㈠、第二の三の㈢、第三の三、第四の三、第五の一の㈢、第五の二の㈢及び第五の三の㈢関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、四〇〇＋職員数×六、七〇〇
人件費以外の経常経費	［略］
備考 一～五　［略］	

設備の整備に要する経費		二九一	五八〇
合計		一、〇二四	一、五三二
備考 一～五　［同上］			

別表第二　標準経常経費額（第一の三の㈠、第二の三の㈢、第三の三、第四の三、第五の一の㈢、第五の二の㈢及び第五の三の㈢関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、〇〇〇＋職員数×六、四〇〇
人件費以外の経常経費	［同上］
備考 一～五　［同上］	

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和九年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○文部科学省告示第七十六号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				
別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二、第三の二及び第四の二関係） 一　大学 ㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合 （単位：百万円）				
経費の区分	学部の種類			
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七七二	一、五七六	一、〇四五	一九、三〇一 （一五、四〇九）	五、四八八 （二、八七五）

改正前				
別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二、第三の二及び第四の二関係） 一　大学 ㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合 （単位：百万円）				
経費の区分	学部の種類			
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七三三	一、四九七	九九二	一八、三三〇 （一四、六三四）	五、二一二 （二、七三一）